

★【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答]

介護・福祉・医療など社会保障施策の充実は、第6次総合計画の基本計画の中で、保健・医療と福祉の充実として“健やかでいきいきと暮らせるまちづくり”を目指しています。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

[回答]

臨時交付金については、現在の経済状況が改善するまで全国市長会等を通じて国に働きかけを行っていききたいと考えています。市町村独自の継続実施については、事業の必要性、財政状況などを総合的に勘案して検討していききたいと考えています。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

[回答]

制限を定める予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

[回答]

当市では、介護保険料を算定する上での所得段階が第1段階及び第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

- ★② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答]

現在実施している低所得者に対する利用料の減免は、障害者のヘルパー減免、施設入所等の特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置があります。

当市においては、国の制度のなかで減免制度を実施していきます。

- ③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

[回答]

訪問介護サービスにおける院内介助などについては、従来より一律に算定しない取扱いは行っておりません。適切なケアプランに基づき、個々の利用者及び家族等の状況に応じて具体的に判断するよう指導しております。今後も、事業者指導などを通じて指導を行っていきます。

- ★④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答]

平成21年3月に策定しました「第4期介護保険事業計画」において、平成21年度から平成23年度の3年間における各施設サービス・在宅サービスの必要量を予測し、これに対し、基本的に100%の供給確保を目標として基盤整備を進めています。介護基盤の

緊急整備特別対策事業として、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の創設等に対して工事費等の必要経費の助成を行っているところです。(実施主体は市町村となっています)

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

国において介護従事者の処遇改善を図るため平成21年度は介護報酬のプラス改定(3.0%)が行われたところです。

また、介護労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員研修を年6回、ケアマネジャー研修を年4回、あわせて年10回開催しております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答]

配食サービスにつきましては、平成17年度より毎日の配食を実施しています。料金については平成21年度と同様であります。(個人負担額 1食あたり250円)

また、平成18年度より、栄養改善や閉じこもりを予防するために「高齢者のための簡単料理教室」を開催しています。(平成21年度は、延べ30回実施)

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

[回答]

ひとり暮らしの方や病弱に高齢者世帯を対象に、病気や緊急時の迅速な対応を行なうための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行なう配食サービス事業を実施しています。また、自分で家事等を行なうことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行なう軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)を実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

[回答]

市民の足となるi-バス等の巡回バスを運行しています。また、介護予防特定高齢者施策事業において、栄養改善・運動器の機能向上・口腔機能の向上・認知症予防事業の各教室への参加者の送迎をマイクロバスにより実施しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

[回答]

街角サロン等の集まりの場への援助につきましては、「ふれあいクラブ活動支援事業補金」を交付し、地域福祉活動の促進に努めています。(平成21年度のクラブ数は、6)

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

[回答]

一宮市営住宅は、市内に36箇所に点在しております。既設住宅の一部住戸をバリアフリー化に改修を行い、また、建替え住宅につきましてはバリアフリー仕様としております。

現在ある市営住宅のうち、3住宅(松降(3戸)・毛受(2戸)・時之島(4戸))について車椅子対応住宅として9戸を改修及び新設により整備し入居いただいております。

入居についての優先入居はありませんが、福祉減額、所得により減免等家賃に関する制度、

階段の昇降等、日常生活に支障をきたす場合の住宅変更制度等がありますので、条件に合えばこのような制度を利用していただくことができます。

★(3)障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答]

当該年の12月31日現在に要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、高年福祉課から発行される「障害者控除対象者認定書」により障がい者控除の対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

当該年の12月31日現在に要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

[回答]

後期高齢者医療制度における一部負担は、老人保健制度時代から継続しているものです。また、新しい高齢者医療制度を厚労省で検討しており、今後の動向を見守りたいと思います。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

保険証の取り上げ・資格証明書の発行についての運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な被保険者に限って適用するものです。愛知県広域連合の動向によりたいと思います。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

障害者医療費助成制度は、県の補助事業ですし、高齢者医療制度も現在厚労省にて新制度の検討がされていますので、その動向を見守りたいと思います。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答]

現在、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの方(就学前)に、現物給付により入・通院医療費の助成を実施しております。入院医療費については、償還払いですが15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方(義務教育終了まで)を助成の対象としております。

平成21年4月からは、小学生(12歳に達する日以後最初の3月31日まで)の通院についても検討の結果、2/3助成を実施しておりますので、ご理解ください。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

[回答]

妊婦健診については、国の補助制度に合わせて、妊娠届出以降14回の公費負担をしております。

産婦健診については、生活保護や市民税非課税世帯のかたへの助成制度を設けておりま

す。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

[回答]

就学援助制度の対象は、規則に定める認定要件に該当する方です。一宮市では、生活保護基準額による認定基準を設けておりません。

申請の受付は、市の窓口として木曾川庁舎の学校教育課と、児童生徒が通学している小中学校で実施しています。

申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

[回答]

学校給食法に定める経費の負担(同法第11条第1項及び第2項)の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童・生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

以上の規定から給食費は、保護者負担の現行どおりであります。

4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

[回答]

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的な問題を抱えており、保険財政の格差を解消し、安定化を図るためには広域化は必要であると考えております。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

[回答]

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源で、被保険者の所得に対する所得割及び平等割(世帯)、均等割(個人)を法に従って賦課させていただいており、減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

[回答]

22年度から18歳未満の被保険者につきましては、市独自の減免制度として均等割の3割を減免しておりますので、ご理解ください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

[回答]

世帯の所得が一定以下で、加入者数によって平等割、均等割が減免となります。また、世帯の所得200万円以下の場合は、市独自の減免制度として加入者数にかかわらず平等割、均等割が減免となります。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答]

22年度から国の制度である非自発的失業者に対する軽減制度が始まりました。この要件に該当しない方については、従来の減免制度により減免の判定を行います。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。な

お、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

[回答]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。ただし、70～74歳の高齢受給者、福祉医療の給付対象者、高校生以下の子どもがいる世帯などについては、資格証明書は発行していません。

また、子どもがいる世帯の短期証については、留め置きのないよう配慮しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

[回答]

資格証明書の対象者については、給付と負担の公平性の観点から医療給付費の一部を税に充当しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

[回答]

分納している世帯の方には、期間に差はありますが正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

[回答]

保険税の滞納分は、他の市税と合わせて、納税課にて徴収しています。納税課では、滞納理由・現在の所得状況などを本人から聴取して、分納など納めやすい方法により納付していただいております。税の公平な負担を求めるためには、滞納処分は必要と考えております。

また、市民の方が公的医療保険が無保険の状態にならないよう、国保の資格喪失届について、市ホームページ及び4月号市広報に掲載しております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

[回答]

一部負担金の減免は、火災・地震などにより重大な被害に遭われた世帯等を対象に実施しております。また、市広報などにより、この制度の周知を図っています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

[回答]

この要件は、障害者自立支援法施行令で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。

ただし、精神通院医療費については、課税・非課税にかかわらず「(マル神) 障害者医療費受給者証」の交付を受けることにより、自己負担分の助成を行います。

また、更生医療費につきましては、身体障害者手帳1級から3級を所持されている方など「(マル障) 心身障害者医療受給者証」(概ね65歳以上の方は「(マル福) 後期高齢者福祉医療費受給者証」)の交付を受けることにより、自己負担分の助成を行っています。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

[回答]

この要件は、障害者自立支援法施行規則で定められている事項であり、一宮市として変更

することはできません。なお、昨年7月より所得区分認定にかかる世帯の範囲が見直され、障害者については「本人と配偶者」のみの所得、障害児については、「保護者」の所得でそれぞれ判断されています。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

[回答]

一宮市では、平成22年度に日中一時支援事業について、報酬単価の上乗せと参入事業所に対する許可条件の緩和を実施し、事業の拡大を図っています。

また、地域生活支援事業のうち移動支援、地域活動支援センターなどについては障害福祉サービスと同様の給付事業で、日常生活用具についても補装具費の給付と同じような仕組みで実施しています。障害福祉サービスも補装具も、障害者自立支援法により利用者の収入状況に応じて決められた月ごとの負担上限額の範囲で費用の1割を利用者が負担することとしており、地域生活支援事業についても同様の利用者負担で実施しています。

障害者自立支援法による障害福祉サービスや補装具費の負担の仕組みが変更されない限り、地域生活支援事業についても現行によりたいと考えます。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

[回答]

これは、法令等で特に定めのない項目で事業者が独自で金額を定めているものであり、一宮市としては、施設利用をしていない時も日常生活上必要な経費であるため、現行制度により均衡が保たれていると考えます。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

[回答]

これは、障害者自立支援法により厚生労働省令で定められている事項であり、国で見直しが進められているところでもあり、一宮市として撤廃することはできません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

[回答]

ホームヘルパーの増員については、一宮市としてではありませんが、一宮市自立支援協議会の取り組みとして、埋もれている人材の発掘として平成22年度より施設見学バスツアーを実施し、福祉関係の仕事に関心のある方の後押しをする予定です。

生活施設・グループホーム・ケアホームの増設などについては、社会福祉法人等が社会福祉施設等を建設する際に、国及び県が補助金を交付する場合には、一宮市からも国補助額の4分の1を補助しております。この事業の対象施設にケアホーム、グループホームも含まれおり、基盤整備の一助となっています。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

[回答]

がん検診については、受診に見合う負担をしていただくため、基本的に自己負担金をいただいております。肺がん検診については、無料としております。

実施期間については、(冬季は高齢者インフルエンザの予防接種も始まることから、)5月から10月の6か月間としております。

歯周疾患検診の自己負担金は無料です。40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方を対象として、期間は5月から12月までです。

受診者の利便を図るため、個別医療機関委託が基本ですが、乳がん検診は、一部集団検診としています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

[回答]

18歳以上40歳未満の女性を対象に血液検査、検尿、骨量測定などを無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

[回答]

ヒブワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成は、平成22年4月から補助を開始したばかりであるという状況であります。

子宮頸がんワクチン(平成21年12月22日発売)・小児用肺炎球菌ワクチン(平成22年2月24日発売)は発売からあまり期間が経過しておらず、副作用など情報が不十分な状況であるため、それらの情報の収集に努めるとともに、検討しているところでございます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

[回答]

全国市長会から、国に対して任意予防接種事業に対する財政措置を要望しています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

[回答]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

② 就労支援や生活指導を個別に「いねい」におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

[回答]

平成21年度より常勤の就労支援員を、平成22年度より常勤の面接相談員を配置し、より「いねい」な就労支援や生活指導を行っています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上